

野洲市ふるさと納税推進業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的及び募集の趣旨

野洲市（以下「本市」という。）に対して行われたふるさと納税に係る寄附者情報の管理並びに書類及び返礼品の発送に関する業務等を民間事業者に一括で委託することにより、事務の効率化を図るとともに、ふるさと納税制度を活用した歳入の確保、本市の魅力発信及び地域産業の活性化を図ることを目的とする。

なお、本プロポーザルは予算議決前の準備行為として実施するものであり、令和3年第2回野洲市議会において、当該事業に係る補正予算が議決されない場合は、契約は行わないものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

野洲市ふるさと納税推進業務

(2) 業務内容

別紙 野洲市ふるさと納税推進業務委託仕様書のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

なお、契約締結から令和3年9月30日までは準備期間として支払いは発生しない。

3 見積限度額

寄附金額に対する単価契約とし、寄附金額の8%（消費税及び地方消費税を除く）を上限とする。

なお、返礼品及び返礼品発送経費は含まない。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 日程

日程は下記を予定しているが、企画提案事業者数に応じて変更する場合がある。

内 容	期 日
公募開始	令和3年5月26日（水）※市ホームページに掲載
プロポーザル参加申込締切	令和3年6月9日（水）午後5時必着
質疑の締切	令和3年6月11日（金）午後5時必着
参加資格審査結果の通知	令和3年6月16日（水）※発送文書にて通知

質疑に対する回答	令和3年6月16日（水）※市ホームページに掲載
企画提案書等の提出締切	令和3年6月25日（金） 午後5時必着
プレゼンテーション審査	令和3年7月2日（金）詳細時間は別途案内
プレゼンテーション審査結果の通知	令和3年7月6日（火）※発送文書にて通知
契約締結日	令和3年7月9日（金）

6 参加資格の要件

(1) プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成20年野洲市告示第88号）に基づく入札参加停止又は野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準（平成16年野洲市訓令第33号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。
- ③ 国税、地方税を滞納していない者であること。（過去を含めて税に未納がないこと。）
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 野洲市暴力団排除条例（平成23年野洲市条例第22号）第6条の規定により、次のアからカの要件に該当する者でないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

- ⑥ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会によるプライバシーマーク又は ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を取得している者
 - ⑦ 緊急時、迅速に対応できる体制を整えていること。
 - ⑧ その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
 - ⑨ 平成 28 年度以降に、ふるさと納税関連業務を他の地方公共団体から受託した実績があること。
- (2) 次に掲げる書類を提出し、確認を受けた上で、本プロポーザルに参加することができるものとする。
- なお、市の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された者又は野洲市物品供給、役務提供業者一覧表に登載された者は、次の①から⑤の書類を省略することができる。
- ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）
 - ② 個人にあつては、身分証明書
 - ③ 法人にあつては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）
 - ④ 個人にあつては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）
 - ⑤ 暴力団排除に関する誓約書及び会社役員名簿
- (3) 参加者は、候補者決定までの間に、本要領に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。
- (4) 各提出期限までに参加申込書及び添付書類を全て提出するほか、提出後においても、本市が必要に応じて請求する書類を提出できる者であること。

7 説明会

説明会は開催しない。

8 質疑・応答

- (1) 提出方法 本要領の内容等について質問がある場合は、質問書（様式不問）を電子メールにて提出すること。なお、口頭での質問には応じない。
- (2) 期限 令和 3 年 6 月 11 日（金）午後 5 時まで（必着）
- (3) 提出先 E-mail : kyodosuishin@city.yasu.lg.jp
〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原 2 1 0 0 番地 1
野洲市市民部協働推進課 担当：山田、川本
※件名は【ふるさと納税プロポーザルに関する質問】とすること。
※質問の送信時に、担当者の電子メールアドレスを記載すること。
- (4) 回答方法 令和 3 年 6 月 16 日（水）を回答予定日とし、質問内容及びその回答を市ホームページに掲載する。

9 参加申込手続

- (1) 手続方法 参加を希望する者は、プロポーザル参加申込書（様式1）を1部作成し、提出すること。
- (2) 期限 令和3年6月9日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 提出先 〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1
野洲市市民部協働推進課 担当：山田、川本
- (4) 通知方法 令和3年6月16日（水）に参加資格審査結果を文書にて通知する。

10 企画提案書作成方法

以下①～④の資料を提出すること。なお、正本には代表者印を押印するものとし、副本は写しでも可とする。ただし、正本がカラーである場合は副本もカラーとする。

① 見積書（様式2）（要押印、要封緘）・・・1部

見積書は、野洲市ふるさと納税推進業務委託見積書（様式2）により提出すること。なお、見積額積算のための根拠及び内訳を明示すること。

② 事業者概要（様式任意）・・・1部

様式は問わないが、会社の規模や事業内容等について記載すること。

③ 委託業務実績書（様式3）・・・1部

履行実績を証明する契約書の写し及び仕様書の写しを添付すること。なお、ふるさと納税関連業務の過去5年分の受託実績について記載すること。

④ 企画提案書（様式任意）・・・正本1部（要押印）・副本8部（押印不要）

企画提案書は別表「評価項目一覧表」の③～⑩の項目毎に、できるだけ分かりやすく、簡潔にまとめ記載すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、これを考慮しない。
- (2) 期限 令和3年6月25日（金）午後5時まで（必着）
- (3) 提出先 〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1
野洲市市民部協働推進課 担当：山田、川本

11 審査方法

(1) 審査の進め方

審査及び評価は、提案者からの企画提案書、プレゼンテーション、実績及び見積書に基づいて実施する。

審査は、「野洲市ふるさと納税推進業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会」委員が別表「評価項目一覧表」に従い実施するものとし、全ての提案者のプレゼンテ

ーション審査終了後、優先交渉権者を選定する。

(2) プレゼンテーション審査について

プレゼンテーション審査は下記のとおり進める。

項目	内容
プレゼンテーション審査日	令和3年7月2日(金)
プレゼンテーション審査会場	〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2100番地1 野洲市役所 本館2階 第5会議室
プレゼンテーションの時間	1提案者当たり30分以内(提案20分、質疑は10分) とし、準備・後始末は別に5分程度とする。
プレゼンテーションに係る準備物	プレゼンテーションの際に、機材(PC、プロジェクター、スクリーン、延長コード等)が必要な場合は、提案者で用意すること。
提案者	1提案者当たり3名以内とし、うち1名は受託した場合における主担当者(業務委託責任者)であること。
その他	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市職員にて会場入場時に検温を行い、37.5℃以上の場合は入室不可とする。また、審査当日はマスク着用を原則とする。

(3) 優先交渉権者の決定方法

審査の結果、最高評価点を獲得した提案者(最高評価点を獲得した提案者が複数あった場合は、企画提案書の評価点が一番高かった提案者)を優先交渉権者とし、契約締結に向けて交渉する。交渉の結果、契約の締結に至らなかった場合は、次点の提案者を交渉者とする。ただし、総評価点において満点の6割未満の場合は、交渉者とはしない。

12 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全提案者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和3年7月6日(火)
- (3) その他 審査結果についての問合せは、文書の発送後、7日間受け付ける。

13 提出資料の取扱い

- (1) 提出された書類は、全て返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は、認めない。

- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに本プロポーザル参加停止措置を行うことがある。
- (4) 提出書類は、提出した者に無断で本審査以外には利用しない。
- (5) 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- (6) 企画提案書の提出は、1提案者当たり1案とする。

14 情報公開及び提供

市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、野洲市情報公開条例（平成16年野洲市条例第9号。）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があるので、この情報に該当すると考えられる部分がある場合には、予め文書（様式任意）により申し出ること。

なお、本プロポーザルの受託候補事業者決定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

15 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提案者の負担とする。

やむを得ない事情により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止することがある。なお、この場合においても、本プロポーザルに要した費用を本市に請求することはできない。

なお、本案件は令和3年4月現在のふるさと納税制度を根拠とする業務であることから、制度の改正等により、本業務を継続することが困難となる場合は、契約を解除することができるものとし、法令等に定めがある場合を除き損害賠償は行わない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式任意）を野洲市市民部協働推進課に提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

- ウ 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- カ 見積書の金額が、「3 見積限度額」にある額を超過した場合

(5) 著作権の管理

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は受託先にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）をすることができるものとする。

- (6) 提案者は、本プロポーザル実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

16 問合せ先 〒520-2395 滋賀県野洲市小篠原2 1 0 0 番地 1

野洲市市民部協働推進課 担当：山田、川本

TEL：0 7 7－5 8 7－6 0 4 3（直通） FAX：0 7 7－5 8 7－4 0 3 3

E-mail：kyodosuishin@city.yasu.lg.jp

通番	評価項目	評価基準	配点
①	業務に要する費用	見積額が上限の8%以内の範囲にあり、企画提案内容に見合った適切な金額となっているか。	10
②	業務実績	ふるさと納税に係る業務実績が豊富で、その知識、経験等を本市で十分活かすことが期待できるか。	10
③	事前準備	運用開始日（令和3年10月1日）までの間に、返礼品提供事業者との連携体制の構築ができるか。	10
④	業務遂行能力・実施体制	寄附者情報を適切に管理する体制・能力を有しているか。	10
⑤		返礼品の発注、在庫管理、寄附者への配送管理を適切に行う体制・能力を有しているか。	5
⑥		寄附者からの相談・苦情、配送遅延等のトラブルに対して迅速かつ適切に対応できるか。	10
⑦	寄附受付サイトの維持・管理	ふるさと納税制度の変更や利用する寄附受付サイトの追加等に柔軟に対応できるか。	5
⑧	情報セキュリティ及び個人情報保護に関する対策	個人情報等の漏えいを防止するための対策が講じられており、それが有効性のあるものとなっているか。	10
⑨	企画力	本市の魅力発信や寄附金増加につながる提案があるか。	15
⑩		返礼品提供事業者との連携を密にし、返礼品の内容や開発等の支援・相談に応じられる体制が整えられているか。	15
		合 計	100